

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの定款第14条及び第30条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職を兼ねる役員等には、報酬を支給しない。

2 評議員に対する報酬は、定款第14条に定める総額の範囲内で、別表1に定める額を支給する。

3 常勤の理事の報酬は、月額報酬として区分し、別表第2に定める常勤の理事の年間報酬額を超えない範囲で、理事会が別に定める。

4 非常勤の理事に対する報酬は、理事会への出席の都度、別表第3に定める額を支給する。

5 監事に対する報酬は、監査及び理事会への出席の都度、別表第4に定める額を支給する。

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、報酬を辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

(費用の弁償)

第3条 役員等が職務のため評議員会又は理事会並びにその他会議に出席したとき及び職務のため旅行したときは、その職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給する。ただし、辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

2 前項に掲げる費用の計算方法については、公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター役職員等旅費規程の例による。

(報酬及び費用の支給方法)

第4条 役員等の報酬及び費用の支給は法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に振込又は現金で支給する。

(報酬及び費用の支給日)

- 第5条 常勤の理事の報酬の支給は、月の全期間の報酬を20日に支給する。
ただし、その日が休日、日曜又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 2 常勤の理事の費用は、会議等開催の都度、支給する。
 - 3 評議員、非常勤の理事の報酬及び監事については、会議等開催の都度、支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1

評議員の報酬額	一人当たり 1 回10,000円
---------	------------------

別表 2

常勤の理事の年間報酬額	一人当たり300万円以下
-------------	--------------

別表 3

非常勤の理事の報酬額	一人当たり 1 回10,000円
------------	------------------

別表 4

監事の報酬額	一人当たり 1 回10,000円
--------	------------------